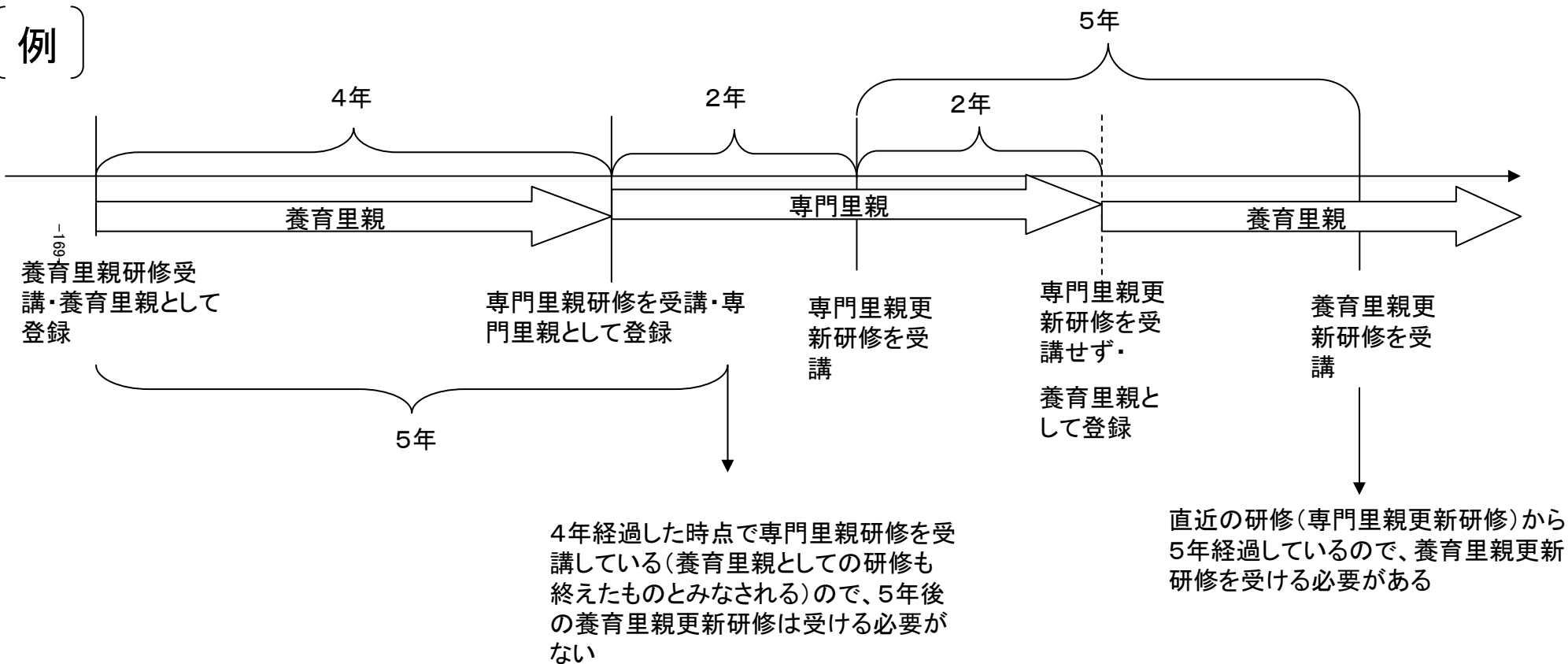


専門里親としての登録と研修との関係について

いったん専門里親として登録したあと、養育里親に戻った場合の更新研修の期間等について

〔例〕



養育里親研修制度の運営について（案）

第1 養育里親研修の実施主体

養育里親研修は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行うこと。なお、都道府県は、他の都道府県、社会福祉法人その他適当と認める者に研修の実施を委託することができる。

第2 養育里親研修

1 趣旨

養育里親研修は、家庭養育の必要な児童を受け入れる里親として必要な基礎的知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的とする。

2 種類

養育里親研修は、要保護児童の養育希望者を対象とした「基礎研修」、「認定前研修」と、養育里親の登録更新時に実施する「更新研修」であること。

3 研修対象者

- (1) 基礎研修 要保護児童を養育することを希望している者
- (2) 認定前研修 要保護児童を養育することを希望している者で、基礎研修を受講又は免除された者
- (3) 更新研修 登録更新を希望する者

4 研修の実施方法

(1) 研修の受付及び承認

養育里親になることを希望する者（以下「養育里親希望者」という。）は都道府県に受講申込書を提出しなければならないこと。

(2) 研修の方法

ア 研修は、講義、演習及び実習により行うこと。

イ 研修科目は、告示の別表に掲げるものであること。

ウ 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設で行うこと。

(3) 研修科目の免除

ア 現に養育里親登録されている者であって、イからオに該当しない者（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）附則第3条により養育里親とみなされない者を含む）については、基礎研修を免除できること。

イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める基準に従い都道府県知事（指定都市にあつては、市長とし、児童相談所設置市に

あつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が適当と認めたものについては、基礎研修を免除することができるほか、認定前研修のうち実習を免除できること。

「児童福祉事業に従事した者」の具体例としては、下記の資格等を有して児童の福祉に関する事業に従事した者であること。

(ア) 福祉関係

児童自立支援専門員、児童生活支援員、児童指導員、保育士、児童福祉司、社会福祉士、精神保健福祉士、児童心理司

(イ) 保健・医療関係

医師、保健師、助産師、看護師

(ウ) 教育関係

教員

(エ) 司法・矯正関係

家庭裁判所調査官、少年院教官

ウ 都道府県知事がイと同等以上の能力を有すると認定した者については、基礎研修を免除できるほか、認定前研修のうち実習を免除できること。

エ 現に養育里親登録されており、3年以上の委託児童の養育経験又は過去2年間のうちに委託児童の養育経験がある者については、基礎研修を免除できるほか、認定前研修のうち実習を免除できること。

オ 現に養育里親登録されており、委託児童を養育中の里親については、基礎研修を免除できるほか、認定前研修のうち実習の講義及び演習の一部及び実習を免除できること。

カ 平成16年4月1日から施行日(平成21年4月1日)までの間に、都道府県が実施した研修その他都道府県知事が適当と認めた研修であつて、基礎研修・認定前研修の一部又は全部の課程と同様の課程を有する研修を修了したと都道府県知事が認める者については、基礎研修・認定前研修の一部又は全部を免除できること。

キ 委託児童を養育中の里親又は、その他要保護児童の養育に関し経験があるとして都道府県知事が認める者については、更新研修のうち実習を免除できること。

(4) 研修期間

ア 基礎研修については概ね2日間とすること。

イ 認定前研修については概ね4日間とすること。

ウ 更新研修については概ね1日間とすること。

(5) 養育実習

都道府県は、養育実習先の選定について、受講者と協議し、養育実習先と調

整を行うこと。

5 修了認定

(1) 修了認定

都道府県は、養育里親研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行うこと。

(2) 修了証書の交付

都道府県は、養育親研修の課程を修了した者に対して、修了証書を交付すること。

なお、養育里親研修の実施を他の機関に委託している場合には、委託先が行う評価に基づいて修了認定を行い、修了証書を交付すること。

(3) 修了証書交付の記録

都道府県は、修了証書を交付したときは、その旨を適当な方法により記録しておくこと。

(4) 修了証書の有効期間

修了証書の有効期間は、交付された日から2年間とすること。

(5) その他

基礎研修、認定前研修の全部を免除された者については、修了の事実を都道府県が適切に記録管理すること等ができる場合には、修了証書交付等の事務を適宜省略することができる。